算式アの符号
A　測定単位の数値
B　公立の保育施設入所人員
α　次の算式によって算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
$\left\{\frac{(a-b)\times12\times1.054}{c}\right\}\times\frac{1}{448.544}$
$\left\{\frac{(a-b)\times12\times1.054}{c}\right\}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
a　平成15年度公立保育所支弁額
b　平成15年度公立保育所徴収額
c　平成15年度公立保育所入所人員

算式イ
$\frac{\alpha\times B\times100}{A}$
算式イの符号
A　測定単位の数値
B　私立保育所入所人員とへき地保育所入所児童数との合計数
α　次の算式によって算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
$\left\{\frac{(a-b)\times12\times0.25}{c}\right\}\times\frac{1}{123.566}$
$\left\{\frac{(a-b)\times12\times0.25}{c}\right\}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
a　前年度私立保育所支弁額
b　前年度私立保育所徴収額
c　前年度私立保育所入所人員

算式ウ(1)
$\frac{B\times0.610}{A}$
算式ウ(1)の符号
A　測定単位の数値
B　修正後子ども数（従来分）

算式ウ(2)
$\frac{B\times0.453}{A}$
算式ウ(2)の符号
A　測定単位の数値
B　修正後子ども数（地方公務員分）

算式ウ(3)
$\frac{B\times0.217}{A}$
算式ウ(3)の符号
A　測定単位の数値
B　修正後子ども数（被用者・非被用者分）

算式エ
$\frac{B\times1.033}{A}$
算式エの符号
A　測定単位の数値
B　児童扶養手当支給者数

算式オ
$\frac{B\times100}{A}$
算式オの符号
A　測定単位の数値
B　障害者福祉サービス利用者数

第九条第1項の表市町村の項第八号2中「平成二十一年」を「平成二十二年」に改め、同号6中「修正後児童数」を「修正後子ども数（従来分）」に「数との合計数とする。」を「並びに児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式1第2表⑵中区分「児童手当」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に六・〇を乗じて得た数、区分「特例給付」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に六・〇を乗じて得た数、児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式2第2表⑵中区分「附則第七条給付（うち小4から小6）」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に六・〇を乗じて得た数、区分「附則第七条給付（うち小4から小6）」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計に十二・〇を乗じて得た数、区分「附則第八条給付（うち小4から小6）」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に六・〇を乗じて得た数及び区分「附則第八条給付（うち小4から小6）」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計に十二・〇を乗じて得た数の合計数とする。」に改め、同号8を次のように改める。

8　障害者福祉サービス利用者数は、平成二十二年二月分として厚生労働省が通知した「市町村単位におけるサービス利用状況」における「施設入所支援利用者」、「旧法施設支援費利用者（入所）」、「旧法施設支援費利用者（通所）」、「共同生活介護」及び「共同生活援助」を合算した数とする。

第九条第1項の表市町村の項第八号8を同号10とし、同号7中「平成十九年度」を「平成二十年度」に改め、同号7を同号9とし、同号6の次に次のように加える。

7　修正後子ども数（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告書（公務員分）における様式1第2表⑵中区分「児童手当」における支給対象児童数の第一子及び第二子の児童数の計に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「児童手当」の第三子以降の児童数の計に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「特例給付」の児童数の計に三・六を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、区分「附則第七条給付（うち小4から小6）」における支給対象児童数の第三子以降の児童数の計に三・六を乗じて得た数（小数点